

議会の委任に基づく専決処分について

第1 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

世田谷区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成29年(2017年)11月1日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央二丁目7番先路上

(3) 事故発生状況

相手方が上記(2)の道路を歩行していた際、当該道路の端に設置されていた区の管理する交通安全啓発用立看板の釘の一部が突き出ていたため、これに相手方の着用していた上着の左腕部分が引っ掛かり、当該上着が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害5,400円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

平成30年(2018年)4月19日

5 区の賠償責任

本件事故は、道路上に設置されていた区の管理する交通安全啓発用立看板の釘の一部が突き出ており、当該釘の一部が当該道路を歩行していた相手方の着用していた上着に引っ掛かったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した上着の修理費5,400円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填された。

7 事故後の対応について

- (1) 釘の一部が突き出ていた交通安全啓発用立看板を撤去し、電柱幕を設置した。
- (2) 区内に設置されている交通安全啓発用立看板を順次点検し、老朽化しているものを電柱幕に交換することとした。

【報告案件 2】

1 和解（示談）の相手方

杉並区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成30年（2018年）3月12日

(2) 事故発生場所

相手方自宅所在地

(3) 事故発生状況

区の職員が、巡回業務のため、庁有車で上記(2)の事故発生場所先の道路を西方面に向かって走行していたところ、前方不注意によりハンドル操作を誤り、相手方自宅の外壁、当該外壁に設置されたガス管及び敷地内にある花壇に衝突し、破損させた。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害266,700円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

平成30年（2018年）5月31日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員が前方不注意によりハンドル操作を誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した外壁、ガス管及び花壇の補修に係る工事費の合計266,700円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対し安全運転の徹底について厳重に注意をした。
- (2) 所属長から庁有車を運転する職員全員に対し注意喚起をし、安全運転を徹底す

るよう指導した。

(3) 所属長が適宜巡回業務に同行し、安全運転の実施状況の確認及び職員に対する指導を行うこととした。

(4) 巡回業務で庁有車を運転する職員については、安全運転技能向上訓練に参加させることとした。

【報告案件3】

1 和解（示談）の相手方

松喜土木有限会社

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成30年（2018年）2月26日

(2) 事故発生場所

東京都練馬区高野台四丁目10番先笹目通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、清掃車で笹目通りを南方面に向けて側道を走行し、左車線に進入した後に右車線に車線変更したところ、当該右車線を直進していた相手方車両に接触し、相手方車両の左側前部のバンパー等及び清掃車の右側後部のテールランプ等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方が被った損害419,094円及び区が被った損害315,597円について、双方の過失割合（相手方2割、区8割）に従い、相手方は区に対し63,119円を賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払い、区は相手方に対し335,275円を賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

平成30年（2018年）6月7日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が車線変更時の右後方確認を怠ったことにより発生した事故であるが、相手方にも前方不注意の過失があることから、双方の過失割合を相手方2割、区8割として和解するに至った。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は相手方車両の修理費419,094円であり、

区の過失割合は8割であることから、区の損害賠償額は335,275円である。
なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対し安全運転の徹底について厳重に注意をするとともに、平成30年3月に実施された事故惹起者運転研修を受講させた。
- (2) 所属長から清掃車を運転する職員全員に対し注意喚起をし、安全運転を徹底するよう指導するとともに、事故の発生防止に関する検討会を定期的を開催させることとしたほか、安全確認研修の受講及び運転者適性診断の受診をさせることとした。

第2 和解について

【報告案件4】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事件の概要

(1) 事件発生日

平成29年（2017年）9月24日

(2) 事件発生場所

東京都中野区南台一丁目15番 南台いちよう公園多目的運動場内

(3) 事件発生状況

相手方は、中野区立南台いちよう公園内に設置されていたトイレ内からトイレットペーパーを持ち出し、当該トイレットペーパーに火をつけたところ、上記(2)の運動場内の人工芝にその火が燃え移ったことにより、当該人工芝の一部が破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方は、区に対し、本件事件による損害賠償債務として50,760円の支払義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

平成30年（2018年）6月4日